

北部大阪都市計画地区計画の決定(箕面市決定)

都市計画桜井駅前地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	桜井駅前地区地区計画	
位 置	箕面市桜井二丁目の一部	
面 積	約0.5ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は阪急箕面線桜井駅の北側に位置し「地域資源を生かした地域密着型の歩いて暮らせるまちづくり」の中核となるエリアであり、周辺住宅地の歴史と品格ある雰囲気と調和しつつ、まちの玄関口に相応しい、快適でにぎわいのある空間形成を目標とする。
	土地利用の方針	阪急箕面線桜井駅から府道桜井停車場線へ至るプロムナードに面する部分を中心に、低層階に店舗、飲食店、サービス施設などまちのにぎわいに寄与する施設の立地を促すとともに、建物のセットバックにより歩行者空間を充実し、回遊性を高める。
	地区施設の整備の方針	都市計画道路桜井石橋線（駅前広場）から府道桜井停車場線へ至るプロムナードは、道路及びその他公共空地（歩道状空地）として一体的に整備を図り、地区に潤いを与える歩行者の回遊空間と良好な歩行者ネットワークを創出する。
	建築物等の整備の方針	地区周辺の地域居住者の生活に密着した、まちの顔となる商業空間の形成を図るため、建築物等の用途や高さ、配置等の制限を定める。